

(5) 工事経歴書 (様式第二号)

※経営事項審査を受審する事業者はP116～P117を参照して作成してください。

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

管 工事 (経済) 工事経歴書

許可を受けようとする業種ごとに作成すること
 だし、工事の種類は請負工事ごとに判断し、1件の請負契約を分割して複数の建設工事の経歴としなさい

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所に印を記載

注文者	元請又は下請の別	JVの別	現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	配置技術者の氏名 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所)に印を記載 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 〔 法面処理 〕 土留工事	着工年月	工 期 完成又は 完成予定年月
(株) さくらビル管理	元請		浜松町ビル空調設備工事	千葉一郎	↓	千円 53,280	平成 26 年 8 月	平成 27 年 1 月
市川興産 (株)	元請		鬼高マンション給排水設備工事	市原勝	↓	千円 16,970	平成 26 年 5 月	平成 26 年 7 月
(株) 東洋実業	元請		新東タワー改修工事 (給排水工事)			千円 8,250	平成 26 年 2 月	平成 26 年 3 月
松田建設	共同企業体 (JV) として行った工事に は「JV」と記載		民部衛生設備工事			千円 4,310	平成 26 年 5 月	平成 26 年 6 月
松田建設 (株)	下請		C邸空調衛生工事	市原勝	↓	千円 2,150	平成 26 年 9 月	平成 26 年 9 月
H (個人)	元請		H宅別棟冷暖房機械設置工事	市原勝	↓	千円 2,000	平成 26 年 1 月	平成 26 年 3 月
I (個人)	元請		I宅別棟給排水機械設置工事			千円	平成 26 年 4 月	平成 26 年 4 月
市川興産 (株)	下請		船橋市民会館空調設備改修工事			千円	平成 26 年 4 月	平成 26 年 4 月
田中工務店	下請		R・Bビルディング空調改修工事			千円	平成 26 年 4 月	平成 26 年 4 月
未成工事						千円	平成 26 年 4 月	平成 26 年 4 月
(株) 中田興業	元請		中田ビル空調設備工事			千円	平成 27 年 2 月	平成 27 年 5 月
太田建設 (株)	下請		船橋ビル空調衛生設備工事 (以下余白)	松戸栄	↓	千円 14,200	平成 27 年 3 月	平成 27 年 8 月
小計						千円 91,910	平成 26 年 4 月	平成 27 年 8 月
合計						千円 130,120	平成 26 年 4 月	平成 27 年 8 月

「元請」とは、建設工事の最初の注文者(発注者)から請負ったものをいい、「下請」とは他の建設業者を通して請負ったものをいう

※経営事項審査を申請しない場合
 ① 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件程度記載
 ② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載
 ③ ①と②を併せて表中の行を全て満たすよう記載するものとし、工事経歴が無くなった場合は、以下余白と記載

「注文者」及び「工事名」により個人の氏名が特定されないよう留意すること

「小計」「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

記載要領 (経営事項審査を受審しない場合)

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
(略)
(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

※経営事項審査を受審する事業者は P116～117 を参照して作成してください。

問い合わせ先 契約・審査班 (043-223-3113)

(13) 経営事項審査を受ける場合の工事経歴書作成上の注意事項について

記載要領 ※経営事項審査申請を行う場合は、消費税課税事業者は消費税抜で、消費税免税事業者は消費税込で作成すること。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) (略)

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

※（千葉県知事許可業者の方のみ）「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿（2005帳票）」に配置技術者になり得る資格の記載の無い者については、経営規模等評価の対面審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類（給与の源泉徴収簿等）の提示が必要になります。

